

論文

オットー・ルウランド(Ott Ruland)の 商業帳簿

——その記帳法と発展段階——

岡下 敏

キーワード

- ・オットー・ルウランド
- ・ハスラー
- ・ペンドルフ
- ・Item
- ・v, dt, f

目次

- 1 はじめに
- 2 商人オットー・ルウランドとその帳簿
- 3 翻刻版最初の記載
- 4 取引記入の例示
- 5 構文の多様性
- 6 記入の時点
- 7 特殊な記入事項

1 はじめに

複式簿記が完成したのは北イタリアであったと考えるのが、現在では常識である。と同時に、複式簿記がある特定の人物一人によって考案されたものではなく、商人社会のなかで長年の歳月をかけて（といって、その年数を確定できるわけではないが）徐々に形成されてきたと考えるのも、また常識である。

ただ複式簿記が北イタリアでだけ生まれ、その地で一応完成した後にヨーロッパの各地へ広まっていったと考えるのは、正しくないであろう。確かにパチオリ (Luca Pacioli) が1494年にヴェニスで「スムマ」(Summa) を出版してからは、その影響を受けて、ヨーロッパ各地の簿記がスムマに書かれている記帳法に沿って統一されていったことは認めねばならない。しかし簿記の芽生えは、時間的には多少の地域差があったとしても、各地でそれぞれが特徴をもった形で現れたと考えるべきであろう。それらのなかでまず最初に北イタリアで複式簿記が一応体系化されたのは、当時のヨーロッパでは商業活動がその地を中心として営まれ、それだけにその地での簿記への依存度が他の地方に比べて高かっただけ、改善される機会も多かった結果と考えられる。

複式簿記がヨーロッパ各地で芽生えたとしても、それぞれの地で徐々に育まれていったときのその発展過程は、場所に関係なく、ほぼ同じパターンをたどったと考えるべきであろう。商人の活動規模が拡大し、活動範囲も広まり、なおかつ信用取引が増加すると、他人との債権・債務関係を各商人自らが明らかにしておくことが必要になったであろう。このことには、地域差はなかったはずである。このような事情から記帳法への必要性が生まれ、かつ徐々に改善されていったのだとすると、ヨーロッパという限られた範囲のしかも文化をさほど異にしない地域内でのことであるから、発展過程に大きな地域差があったとは考えにくいのである。

視点をドイツ特に南ドイツにしばると、その地において複式簿記が一応完成していたとみなしうる最初の証拠を、われわれは、フッガー家 (die Fugger) の帳簿係主任マトホイス・シュバルツ (Matthäus Schwarz, 1497~1574) が1518年に著した手書き本の中に見出すことが出来る。¹⁾ ただそこには、パチオリの影響を見出すことは出来ない。それだけに南ドイツでは、北イタリアとは違った固有の複式簿記発展の過程があったことを感じさせる。このわれわれの推論が正しいとすれば、シュバルツ以前の南ドイツにも、商人自身が独自の方法で記帳した帳簿が存在しなければならないことになるが、そのような帳簿のいくつかの存在がペンドルフ (Balduin Penndorf) らによって確認され、かつ紹介されている。²⁾

本稿で取り上げるのはそのような帳簿の一つで、具体的にいえば、1444年から1462年にかけてウルム (Ulm) の商人オットー・ルウランド (Ott Ruland) が記帳した帳簿（以下では、「この帳簿」という）である。

この帳簿にルウランドは、どのような事柄をどのように記帳しているであろうか。そしてその記帳法は、ドイツにおける複式簿記成立史のうえで、どのような位置を与えられるべきであろうか。本稿は、ドイツ特に南ドイツにおける複式簿記成立の過程をさぐる一端として、翻刻版をもとに、これらの点を紙幅の許す限り検討せんとするものである。

2 商人オットー・ルウランドとその帳簿

オットー・ルウランドがいかなる人物であったか。本稿の目的からすれば、まずこの点を明らかにすることが不可欠であろう。しかし残念なことに、彼の個人的な側面はほとんど知られていない。ルウランド家が、15世紀前半から中葉にかけての時期にウルムで商業を営んでいた一族であったこと、オットーがウルム生まれで、その一族を束ねる立場の人物であったことぐらいが精々である。³⁾

ただ彼の営業活動とその規模については、この帳簿の記入からだけでも、以下のことを知ることができる。

この帳簿には、1444年から1462年までの年数を明示した記入がなされている。そのことから、オットーがその期間に営業活動を行っていたことには疑う余地はない。⁴⁾

その営業規模が、当時のウルムとしては可成り大きいものであったこともわかる。1446年に彼は、ウィーンの市民ハンス・ブルンナーに合計で1,060ハンガリー・グルデンと3シリングを貸付け、またモスズのヤン・ハーゲンから服地300枚を1,500ライン・グルデンで掛買している。⁵⁾ 当時のウルムでは、数千グルデンも出せば一つの村や一つの城ぐらいは買えたといわれているから、⁶⁾ 1,000グルデンを上回る信用取引を行っていたというこの事実からは、彼の営業規模が大きかったことが断言出来るのである。

彼が扱った商品は、各種の織物、錫、ワイン、家畜さらにはロザリオ等であったが、利息を伴う金銭の貸借をも行っていた。この帳簿では、「それに関して私は、彼が書いた一枚の書付を持っている」(darumb ich ain brieflin vom im hab) という記入(または同じ意味と考えられる記入)が随所に見られ、「そこで私は彼に(書付を)書いた」(da hab ich im geschriben) という記入も見られる。ここでいう「書付」は、単なる借用証書ではなく、場合によっては約束手形・為替手形としての役割をはたした証文であったと考えられるから、彼が可成りの信用のある商人であったこともまた事実であろう。彼が行っているのは、ほとんどが信用取引である。現金による商品売買は、稀にしか行っていない。

彼は本店をウルムに置いていた。そして、その地から東方および西方に当たる地域と主として交易を行っている。支店をフランクフルト・アム・マイン (Frankfurt a.

M.), アウグスブルグ (Augsburg), ブラウナウ (Braunau), ウィーン (Wien) の四都市に置いていたようであるが、それらのなかではブラウナウの支店が最も重要な支店であったと推定されている。⁷⁾

オットーが書いた原本は四つ切り版であったといわれているが、われわれはそれを目にしたことはない。原本がウルムの市立図書館に存在することを最初に確認したのはハスラー (Konrad Dieterich Hassler) であったが、1841年のことである。その彼が1843年に、著作権協会 (Literarischen Verein) からの資金援助を受けてストットガルト (Stuttgart) で翻刻版を作成した。⁸⁾ 翻刻版のサイズは A5 版で、7 ポの活字で印刷されている。本文等と同じ紙質の紙でおおわれており、まずハスラーによる 6 頁の続いてフランツ・ファイファー (Franz Pfeiffer) による 2 頁の各序文が掲げられている。その後に本文 (翻刻の部分) が、36 頁にわたって印刷されている。序文には表カバーを I 頁とするローマ数字での頁数が、本文にはその最初の頁を 1 頁とするアラビア数字での頁数が、それぞれ付されている。

翻刻版では原本がつめて印刷されているが、翻刻版の本文左余白には 6 ポの活字で、1 頁最初の行を 1 とし 36 頁の最初の行を 96 とする一連の数字が、S.X という形で示されている。これらはハスラーが、読者の理解を助ける目的で付したものと考えられるが、S. は Seite (頁) の略のはずである。したがって本文左余白に S.X と書かれている行から次の S.X+1 と書かれている行の直前までの行が、原本では X 頁に書かれていたと考えればよいのであろう。

ただ S.96 で終わっているからといって、この帳簿の原本は、96 頁それぞれの頁すべてに書かれていたわけではない。S.24 が最初で最後は S.96 であるが、その間の全部で 18 頁に、ハスラーは「白紙。」(leer.) と注を付している。⁹⁾ したがってこの帳簿の原本が書かれていたのは、それらを除く 78 頁であったことになる。とはいえ原本が 96 頁のうちの 78 頁にだけ記入されていて、「白紙。」と注が付されている 18 頁が発見当初から全くの白紙であったと考えるのは正しくないようである。なぜならハスラーが序文に、この原本は「16 世紀初頭に始まる同じような内容の短い記述と、一緒に綴じられている」と書いているからである。¹⁰⁾ 「白紙。」と注が付されている 18 頁には、具体的にはわからないものの、16 世紀になって、ハスラーのいう「同じような内容の短い記述」がなされていたと考えられるのである。

なおこの帳簿が原本では 78 頁にだけ書かれているとはいえ、それら記入されている頁はすべてがビッシリ記入されているというわけでもない。翻刻版を見るかぎりにおいては、頁全面に書かれていたと判断できる頁が確かに多いが、数行しか書かれていない頁もある。

3 翻刻版最初の記載

この帳簿は、次の文章で始まっている（訳文のカッコ内は筆者。以下同じ）。ただし、これらの文章が取引を記帳したものでないのは明らかである。

Das puch ist Otten Ruland und angehebt einzeschreiben an
pfinczttag nach sant Johannstag Baptista Anno Dni. M^o. CCCC^o.
XLqwarto.

Daz puch ist Ott Rueland und ist angehebt an dem Mitwochen
nach Philippy und Jacoby der zwelffbottentag in XLVI.jar.

（この帳簿はオットー・ルウランドのもので、1444年の聖ヨハNSTA
ーグ・バプティスタ祝日後の木曜日に記入を始めた。）

この帳簿はオットー・ルウランドのもので、（14）46年のフィリップ・
ヤコビー祝日後の水曜日に記入を始めた。）

この二つの文章は、ともに帳簿の所有者がオットー・ルウランドであることを示しているわけであるが、同じ時に書かれたものでないことは断言できる。初めの文章には「1444年」と明記されているのであるから、その年に書かれたと信じるしかない。この文章は、この帳簿に1444年に初めて記入するにあたってまず書かれたものと考えられる。二番目の文章には「1446年」と書かれているのであるから、この帳簿の記入を始めて二年の歳月を経たときに書かれたものと考えねばならない。実は、この帳簿には1445年付の記入がない。したがって、1444年に記入を始めたものの1445年には記入をせず、1446年になって再び記入をする時に、この二番目の文章は書かれたことになる。

ただそのように考えるのが正しいとすれば、一つの問題が生じる。それは、上記二つの文章に書かれている名前と年数から、ある年度に記入を行うさいには、まず帳簿の所有者とその記入年度を明らかにする文章を帳簿の初めに順に書くこととしていたと理解すれば、続けていくつかの同種の文章がここには書かれていなければならないはずなのである。この帳簿には1446年以降も、1447年から1462年にかけての期間の、断続的ではあるが8年分の記入がなされている。しかしそれら8年の場合は、帳簿の所有者と記入年度を明確に示す、上記二つのような文章が書かれていない。何故だろうか。

それには、上記二番目の文章の下の中あたりに、ベルを縦割りにした形のマークが大きく描かれていることが関係ある、とわれわれは考えた。われわれはそのマークを、オットーの商標と考える。そしてその商標は、上記初めの文章と同じ時に描かれたと考える。この推測が正しいとすれば、1444年のこの帳簿の記入開始時には、上記初めの文章とオットーの商標だけが書かれ、それらの間にはいくらかの余白があったことになる。そこへ1446年に記入をするにあたり、上記二番目の文章が書かれ

たのであろう。ただその記入によって、余白は無くなってしまった。したがって1447年以降は、記入に先立って帳簿の所有者と記入年度を書こうとしても、もはや記入する余白がなかったのである。そこでその後は、その種の記入を断念したのであろう。

われわれが商標と考えるマークに続いて取引が記入されているのであるが、それらはすべてが同種の記入であって、帳簿がいくつかに分かれているとは判断できない。

なお可成りの頁の場合はその最上部に（いくつかの頁では中途に）、アラビア数字で1444年から1462年までのいずれかの年数（下二桁だけのこともある）が書かれている。その年数は、その次の行から書かれている取引記入に年数が含まれていないのがふつうであることから、その記入された取引が行われた年と考えるべきであろう。ただ多くは頁の最上部に書かれているそれらの年数は、帳簿の初めから年数順に書かれているとは限らない。いまこの帳簿の頁数とその頁に書かれているそれぞれの年数を示すと、次の通りである。前述のごとく、翻刻版にハスラーは、原本の18頁が「白紙。」であることを注記している。それら18頁と次に示す16頁を除く他の頁の場合は、各頁の最初の（すなわち最上部の）記入の中に年数（ふつうはその下二桁）を明記していることが多い。

3 頁…1446年	45頁…1450年	83頁…1457年
5 頁…1446年	51頁…1453年	86頁…1458年
11頁…1447年	55頁…1453年	93頁…1461年
14頁…1448年	62頁…1450年	94頁…1462年
26頁…1451年	63頁…1448年	
30頁…1444年	66頁…1447年	

以上のことから、この帳簿の記入は、そのつど空いている適当な頁に随時なされたと考えねばならないことになる。

4 取引記入の例示

信用をもとにする商品売買が中心であったことから、記入は債権の増減と債務の増減に関するものがほとんどである。ただ債権取引と債務取引の数を比べると、債権の増減に関する記入が債務に関するそれらよりも断然多い。現金売買や金銭貸借の記入が全くないわけではないが、それにしても取引数が債権取引と債務取引であまりにも違いすぎる。ハスラーは、この帳簿は「取引について、ほんの一部しか示していない」と述べているのであるが、¹¹⁾ そう言わせた根拠の一つは、この取引数のアンバランスにあったのかもしれない。

書き方をみよう。記入はパラグラフをはっきりと分け、文頭を若干右に寄せて書かれている。そのさい文頭は、Item という語で始められているのがふつうである。た

だここでの Item は、それが持つ本来の意味（項目、更に論じられるべき項目）で使われているのではなく、単に文頭であることを示すマークとでも考えればよいようである。一つのパラグラフに、現在であれば複数の取引となる事柄が記入されていることもある。すなわち、債権または債務の発生を記入したパラグラフに、改行することなくそして Item を書くこともなく、続けてその回収または返済を記入している箇所も見られる。

ある頁には債権取引だけが、また別のある頁には債務取引だけが記入されていることがある。¹²⁾ そのような場合の一つ一つのパラグラフは長めで、それぞれが別の相手との取引であることが多い。しかしこのことをもって、オットーがはっきり意識したうえで債権取引と債務取引を別々の頁に書いたと考えるのはいかがであろうか。債権取引に挟まれて債務取引を記入している頁も、随所にみられるからである。¹³⁾ したがって債権取引だけまたは債務取引だけが記入されている頁が存在するのは、たまたま債権取引または債務取引が続けて生じた結果と考えるのが妥当のように思う。

書き方には、それが一連の取引（債権であれば、その発生と回収のような）の最初の取引（発生）についてであるか二番目以降の取引（回収）についてであるかによって、はっきり違いがあるといっても過言ではない。一連の取引の最初の取引の場合には、まずオットーと取引相手の名前がそれぞれの立場（債権者か債務者か）が区別できる書き方で書かれ、つづいて取引を行った場所とその日付、商品の単価と数量、決済予定日、借用証書等が存在するときはそのこと等も書かれていることが多い。これらは、ほぼ完全な文章をもって書かれているのがふつうであるが、構文はまちまちである。それだけに、一連の取引の最初の取引記入は、何行にもわたっているのがふつうである。それに対して一連の取引の二番目以降の取引の記入は、出来る限り簡潔に書こうとしたのであろう、金額だけは書かれているが、記入事項の多くが省略されており、改行して文頭を Item としている場合でも一行で終わっていることが多い。

例として15頁（原本の・・・以下同じ）の最初と二番目の記入を示そう。

Item Jörg Pair von Praunaw bleibt mir schuldig 400 und 37 ducaten in gold umb gewand von Ach, halbs zu zalln auf weyhennechten und halbs auf liechtmessen, und ist geschechn zu sand Barthelmess tag im 48. jar.

Item daran hat er aussgericht von meinetwegen dem Gügler von Salczburg 37 libra dn.

（ブラウナウのヨルク・パイルは私に、アーヘン産の衣服代として437ドッカテンの債務がある。半分はクリスマスに支払い、残り半分はライヒト・メッセで支払うべきである。（14）48年の聖バルトルメッセの日に（取引を）行った。

それに関して彼は、私に対するものとしてザルツブルクのギュルガーに37リブラを支払った。)

最初の記入はオットーからみた債権の発生を、二番目の記入はその債権の一部を回収したことを、それぞれ記録したものである。最初の記入では、債務者ヨルク・パイルが主語であり、彼が債権者である「私」に債務のあることを *bleibt mir schuldig* で表している。債権の額とその内容は *umb* 前後に示されている (ここでは衣服の数量が書かれていない)。そしてパイルが返済すべき日を *halbs* 以下に示し、さらにこの取引が行われた日が書かれている。ここでの二番目の記入は、主語・動詞・目的語を含む完全な文章で書かれているが、そのような書き方で2番目以下の取引が記入されているのは、むしろ例外である。債権・債務関係が生じた日すなわち取引日は、一連の取引の最初の取引記入に必ずといえるほど書かれているのがふつうであるが、記入日、回収日は全くといってよいほど書かれていない。

一連の取引の最初の取引を記入する場合は、主語としての「私は」は、単に *ich* と書くのではなく、*ich Ott Ruland* とフルネームを添えていることが多い。それに対して自分が目的語である場合は、上のように、例外なく *mir* とだけ書いている。取引相手はフルネームをもって書くのがふつうであるが、それが主語の場合は前に定冠詞 *der* を、目的語の場合は前に *dem* を付けていることの多いのが目につく。このように定冠詞を付したのは、そのことによって取引相手が主語か目的語かを明確に判別することを可能にし、債権・債務関係の把握を容易にしようとしたのであろう。取引相手については、フルネームばかりでなく出身地および現住所並びに職業や身分までを書いていることもある。上記最初の記入の *von Praunaw* は、パイルの現住地を示す。出身地が書かれている場合は、そのあとに都市名の前に *zu* を付して示している。現住地だけしか書かれていないことは多いが、出身地だけが書かれていることは少ない。職業または身分が書かれているのは稀であるが、書かれている場合は現住地のあとに書かれている。出身地の後か前かは、場合によって違っている。

二番目以下の取引の記入では、主語・目的語とも代名詞をもって示しているのが普通である。

15頁最初の記入ではそこまでが示されていないが、取り扱われた商品について、数量・単価・商品の特徴等までを示していることが多い。例として70頁最初の、オットーがヤン・ハーゲンに直接会って衣服を売った取引記入のその部分を示すと、次のとおりである。

・・ *umb 4 saum gwandts von Ach, und in iedem saum sol sein 23 tuch mit dem umbslag, und die farb sol sein in iedem saum 10 grine und das ander sollen sein blache, und ie 1 tuch umb 8 1/2 guldin.* ・・

(・・アーヘン産の衣服4箱、それぞれの箱には23着ずつ入っているは

ずで、全体が一つの荷物としてまとめられている。色は（23着のうち）の10着が緑、その他は白のはずである。1着の単価は8 1/2グルデン。・・・）

金額・数量・年数は、アラビア数字で書かれているのがふつうであるが、金額は数詞で、年数はローマ数字で書かれていることもある。三桁以上の金額の場合は、アラビア数字で書く場合でも、三桁以上と下二桁は分けて書かれている。250であれば 200 und 50と書くのである。数量と単価が書かれているとしても、取引総額の内訳としてそれより後に書かれている。取引総額が、末尾に再度示されていることは少ない。末尾に金額を再度示すときは、前に Summa または Facit（いずれも「合計」）を付しているのがふつうである。取引総額を、上下の合計計算がしやすいように、取引記入の最下行右欄外に離して書いていることは一つもない。

日付は、キリスト教の祝日をもってまたはある祝日の前（または後）の何曜日という書き方で示されており、具体的な月日で書かれていることはない。

なお金額単位としては、ライン・グルデン（reinisch gulden）、ハンガリー・グルデン（ungarisch gulden）ならびにドッカテン（ducaten）が使用されているが、最も多く使われているのはライン・グルデンである。ドッカテンは、稀にしか使われていない。貨幣単価相互の換算率は書かれていない。¹⁴⁾

5 構文の多様性

たびたび用いられる語は、省略形をもって書かれていることがある。自己からみた債権の発生を示す *tu* または *tur*、債務者からの債権回収を示す *dt*、合計額を示す *f* がその例である。¹⁵⁾ また、前後の関係から意味が間違いなく把握できると思われる場合は、助動詞だけを書いて本動詞は省略していることが多い。*sol* (*sollen*, ねばならない) だけを書いて、*geben* (与える) または *zahlen* (支払う) 等を書いていないのがその例である。債権回収の記入では、返済した人物の名前は明示されていても、「私に」(*mir*) が省略されていることが多い。

省略形が使われ語の省略がなされているのは、単に記帳の経済性を意識した結果と考えられる。この帳簿の書き方の中には、現在の省略されかつ極度に形式化された書き方に向かって進もうとする気配は、未だ認められない。完全な文章による書き方から、省略されかつ形式化された現代風の書き方に向かって一步を踏み出すには、それまでに、同一内容の取引すべてを常に同じ用語と同じ語順で書くという形式面での画一化・固定化が整っていなければならない。この帳簿記入からは、次にみるように、そこまで画一化し固定化した書き方は認められないのである。

この帳簿には専ら債権取引・債務取引が記入されているわけであるから、中でも重要なのはそれらの発生を示す記入、すなわち一連の取引の最初の取引に関する記入で

あろう。それらを詳しく書こうとしていることは認められるが、そのさい用いられている用語・構文はまちまちである。

まず債権の発生を記録した記入をみよう。それは、次のいずれかの書き方で始まっているのがふつうである(頁順、関係する部分のみ)。ただいずれがより多く使われているかは、判断できない。

(1) 1 頁二番目の記入；

Item Hainrich Boler Von Beiren beleibt mir 4 fardel zu beschlachen;……
(バイレンのハインリッヒ・ボーラーは、私に対してなめし革 4 個の支払いが残っている。……)

(2) 5 頁五番目の記入；

Item Diebold Haller, burger czu Ulm, t^r 50 reinisch guldin;……
(ウルム市民ディーボルト・ハーラーに(私に対する) 50ライン・グルデンの債務が生じた、……)

(3) 8 頁三番目の記入；

Item ich hab me ains geschickt vass mit paternoster daselbs hin;……
(さらに私は同人に対してロザリオを入れた樽一つを送った；……)

(4) 11 頁三番目の記入；

Item Endres Paternostrer ze Frankfurt 100 und 30 reinisch gulden umb mischtlin pater noster;……
(フランクフルトのエンドレス・パテルノスターは、(私に) 寄生木製のロザリオの代金130ライン・グルデン (を支払わねばならない)、……)

(5) 11 頁最下の記入；

Item Bartolme Gamret sol 9 1/2 gulden reinisch umb ain swarz tuch von Ach;……
(バルトルメ・ガムレットは、アーヘン産黒色の服地一つの代金として、9 1/2 ライン・グルデンを(私に支払う) べきである；……)

(6) 16 頁最初の記入；

Item Hanns Prunner zu Wien bleibt mir schuldig aller rechnung 300 und 49 fl. ungrisch in gold,……
(ウィーンのハンス・プルナーは、私に合計で349ハンガリー・グルデンの債務が残っている、……)

(1) では beleibt・・zu beschlachen (支払いが残っている) が、(2) では ぜ ((自己に対する) 債務発生) が、(3) では geschickt (送った) が、(5) では sol (ねばならない) が、そして(6) では bleibt mir schuldig (私に対して債務が残っている) が、それぞれオットーに債権が生じたことを示している。(3) のような場合は geschickt

に代えて geben (与える) または verkauft (売った) が使われ、(6)の場合は beleibt または bleibt に代えて、ist (ある) と書かれていることも多い。(4)には、債権の発生を示す語が特には書かれていないわけであるが、後に続けて回収の記入がなされていることから、債権発生 of 記入であることは確かである。¹⁶⁾ (4) の書き方は、(5) の書き方をより省略したものといえよう。金銭貸付の場合も、債権の発生を、上記六つのいずれかの書き方で記入していることが多い。

つぎに債務発生 of 記入をみよう。それは、次のいずれかの書き方で書かれていることが多い (頁順、関係する部分のみ)。この場合もまた、いずれの書き方がより多く用いられているかは判断できない。

(1) 26頁最初の記入；

Item Ich Ott Rüland sol geben in dy zech gen sand Mery czw hundert reinisch guldin,……

(私オットー・ルウランドは、セント・メリーに飲食代200ライン・グルデンを与えねばならない、……)

(2) 40頁最初の記入；

Item ich hab ain kauff troffen mit dem Johan Hagen von Ach in der herbstmess 52. jar umb 400 tuch von Ach ;……

(私は (14) 52年の秋市でアーヘンのヨハン・ハーゲンと会って、アーヘン産 of 服地400を買った；……)

(3) 61頁五番目の記入；

Item das ich Ott Ruland dem Hanns Gienger von Ulm schuldig bin vier welsche tuch, . .

(私オットー・ルウランドはウルムのハンス・ギエンガーに対して、四つのフランス産服地について借りがある . .)

(1) では sol geben (与えねばならない) が、(2) では hab ain kauff (購入した) が、(3) では schuldig bin (借りがある) が債務 of 発生を表している。

記入の一部ではあるが、この帳簿記録にとって最も重要と考えられる債権と債務 of 発生を、これほど多様な書き方で表現していることをみて、省略化・形式化に向かつて踏み出す芽生えがあったといえるであろうか。

なお以上で見た記入からは、その気さえあれば、債権者と債務者並びにそれらの金額を確定することが出来る。したがって複式記入をしようと思えば、それは可能であったことになる。しかしこの帳簿の場合は、複式記入など全く意識されておらず、ただ単に取引を正しく示そうということだけが意識されているというべきであろう。

6 記入の時点

取引を行った日すなわち記入日と考えること、換言すると取引が行われるつど直ちに記入すること、現在であればそれが常識である。ではこの帳簿の場合も、そのように記入されたのであろうか。この点を明らかにすることは、この帳簿の目的および発展段階を決定することにもつながることになる。

われわれの現時点での結論を、まず言おう。この帳簿には、ある時点に前回の記入以後になされた取引をまとめて（といって数はそれほど多くはないが）、一括記入している。しかも、記入している期間内に生じたオットー個人の現在という取引すべてを（またそれだけを）記録しているわけでもない。債権の回収・債務の返済が完了していない場合が多くみられることから、オットーの取引であっても記入されていないものがあるように感じられる。また、明らかにオットー以外の人物の取引が記入されている。さらに、取引金額を明示していない記入もある。したがってこの帳簿は、オットーにとっては断片的な記録で、日記帳とさえない（ましてや仕訳帳とは到底いえない）、単なる不十分なメモとでもいうべきものと考えたい。

われわれが、ある時点に前回の記入以後になされた取引を一括記入していると判断した根拠から示そう。それは、次の三種の記入が存在するからである。まずこの帳簿には、ある市場での取引を一時にまとめて記入したと考えられる箇所がある。つぎに取引相手と会って相互で行ったそれまでの取引を確認しあい、その結果を取引相手立ち会いのうで一括記入したと考えられるものもある。さらに前述のごとく、一連の取引の二番目以降の取引の記入を、改行することなく、最初の記入（最初のパラグラフ）に続けて書いていることがある。

ある市場での取引を、一時にまとめて記入したと考えられる場合からみよう。それは Item hie ist vermerkt, . . . (ここに（次のことを）書きおく) という書き出しで始まっているのであるが、12ヶ所に見られる。Item Nota, . . . (注記, . . .) という書き出しで書かれている箇所が二カ所、Item Es ist wissen, . . . (. . . を記憶すべきである) という書き出しで書かれている箇所も一カ所あるが、それらも同種の記入と考えられる。いま Item hie ist vermerkt, . . . で始まる一つの例として、81頁最上部の記入をみよう。

Item hie ist vermerkht, das ich Ott Ruland zu kauffen geben hab
zu den pfingsten im 58. dem Kaspar Ochsenfues von Ekgenfelden
und dem Puchner von Lauterpach in baiden unverschaidenlich 2
sawm von Ach, darin 48 tuch, 1 umb 9 1/2 fl. reinisch. zaln 100
gulden auf Barthelmess und das ander Martini, darumb ich ain
brief von in hab zu Prawnaw. Summa bringt 456 fl.

(ここに次のことを書きおく。私オットー・ルウランドは、(14) 58年

の聖霊降臨節に、エッケンフェルデンのカスパー・オクセンヒューとラウターパッハのプヒナーに彼らが共同して支払うものとして、アーヘン産の荷物2個を販売した。それぞれの荷物には毛織物48枚ずつが入っており、単価は1枚9 1/2ライン・グルデンである。100グルデンはバルテルメッセで、残りはマルティニ祝日に支払う（約束である）。それに関して私はブラウナウで彼らから一枚の書付を受け取った。合計は456ライン・グルデンになる。）

この記入をわれわれは、聖霊降臨節が終わった後に、その期間中に行ったオクセンヒューおよびプヒナーとの取引をまとめて記入したものと考えるのであるが、その理由は「・・を書きおく」という表現で書かれていることと同時に、さらに続けてほとんど同じ構文でしかもほとんど同じ内容のことが、次のように書かれているからである。

Item hie ist vermerkt, das ich Ott Rulannd zu kauffen geben hab zu den pfingsten im 58. dem Kaspar Ochssenfues von Ekgenfelden und dem Püchner von Lauterpach in baiden unverschaidenlich 2 sawm von Ach, darin 48 tuch, 1 umb 9 1/2 fl. reinisch in gold. zalln 100 gulden auf sant Johannis tag und die übermass auf Michaheli, darumb ich ain brief von in hab zu Prawnaw. Summa bringt 400 und 56 fl. reinisch.

この記入は、直前の記入と、支払日だけが違うとって過言ではなかろう。すでに見たごとく、この帳簿記入では多様な表現が用いられている。そのようなときに、ほとんど同じ構文の文章が続けて二つ書かれるとすれば、それはどのような場合であろうか。われわれはそれを、二つの記入を同時に行ったためと考えるわけであるが、とすれば少なくとも前の記入は、取引直後に記入したものではなかったことになる。

取引相手本人と会って確認したことを、本人の目の前で記入したと思われる例としては、47頁の最初の記入をあげることができる。次のとおりである。

Item ich Ott Ruland hab gerechnet mit dem Kolben gwandschneider am dornstag vor sant Falintinstag 1452. jar, und er blibt mir schuldig czway hundert und dreyssig guldin reinisch.

（私オットー・ルウランドは仕立屋コルベンと1452年の聖バレンタイン祝日前の木曜日に会って計算した。（その結果）彼は私に230ライン・グルデンの債務が残っている。）

これは、それまでに行ったコルベンとの複数の取引を本人立ち会いのうで整理・確認し、その結果をコルベンの目の前で記入したものであろう。この記入以前にはコルベンとの取引が一つも記入されていないのであるが、そのことも、われわれの考えに大きく影響している。

一連の取引の二番目以下の取引を、改行することなく、最初の記入に続けて書いているのは決して珍しくない。その例として75頁三番目の記入を示そう。

Item Heingkein Silberhar von Wesel bleibt mir schuldig alter
schuld 12 1/2 gulden reinisch um aich mistlin pater noster. —dt
daran 8 gulden mir selbs in der herbstmess im 50.

(ヴェーゼルのハインケイン・シルバーハールは私に対して、寄生木製の
ロザリオ一個の代金として、総額12 1/2ライン・グルデンの債務が残
っている。——それに関して1450年の秋市で彼自身が、私に 8 グルデ
ンを支払う。)

pater noster (ロザリオ) までは、それを掛売りしたことの記入である。——以後
は、約束どおりであったか否かは不明であるが、1450年の秋市でシルバーハールが
8 グルデンを私に返済したことの記入である。現在であれば、当然前者 (債権の発
生) と後者 (その消滅) は別々の取引として処理することになる。ここではそれら一
連の取引が、同じパラグラフに書かれているのであるが、そのような記入が可能であ
るのは、いかなる場合であろうか。

可能な場合としては二つが考えられよう。一つは、初めからパラグラフ間に十分な
スペースを確保しつつ記入していた場合である。この場合は、そのスペースを使って
あとの記入が可能になる。他の一つは、一連の取引を一括して記入した場合であ
る。この場合は、初めから書きたいことすべてを記入することが出来る。われわれ
は、これら二つの内の後者に賛成するのである。

翻刻版をみると、二番目以降の取引の記入が三行にも及んでいることがある。当時
は筆記用具や紙質の関係で、小さい文字で書くことには難しさがあつたであろう。
それだけに、記入をするには可成りのスペースを必要としたことが推定できる。した
がってそれでもなお、最初の取引が生じたときにすぐ記入して、二番目以降の取引が
生じたときにそれぞれの記入をしたとすると、予めそのために十分な余白が確保され
ていなければならなかったことになる。紙が貴重品であった当時、記入ごとに十分な
余白を残すことをしたであろうか。われわれは、そうはしなかったであろうと考える
のである。とすれば、少なくとも一連の取引の最初の取引は、取引発生時には記入し
なかったことになろう。

この帳簿記入に記入日が書かれていないのは、以上で推論したように、取引をその
つど記入しなかったからであろう。取引日と記入日が異なる場合は、たとえ記入日
を書いたとしても、特には意味はないことになる。そのため初めから記入日を書か
ないことにしたのが、この帳簿での記入法であつたと考える。

7 特殊な記入事項

以上でわれわれは、この帳簿は取引が生じた時点で直ちに記入されたものではなく、と同時に単なる不十分なメモであると判断したわけであるが、前述のごとくこの帳簿には、さらにメモとしての質を左右することになると思えるいくつかの点が見受けられる。

この帳簿の1頁には、所有者がオットー・ルウランドであることが明示されている。しかしこの帳簿には、彼自身の取引だけが記入されているわけではない。数は少ないながら、従兄弟ハンス・ルウランド（Hanns Ruland）が行った取引までもが、表面的には区別不可能な書き方で記入されている。¹⁷⁾ いまその一つとして88頁三番目の記入を示すと、次のとおりである。

Item mer hab ich Hanns Rüland den Ochsenfuessen borgt unverschaidenlich zu des heiligen Kreucz tag im herbst 24 tuch von Ach, 1 umb 8 fl. reinisch in gold. Zalln auf mitfasten, darum ich ain brief hab, laut 200 und 28 fl.

（さらに私ハンス・ルウランドは、オクセンフェッセンの兄弟に彼らが共同で支払う約束で、秋の聖クロイツ祝日にアーヘン産の服地24枚を1枚8ライン・グルデンで販売した。四句節に支払う約束である。それに関して私は、228ライン・グルデンとはっきり書かれている一枚の書付を受け取っている。）

他人の取引までを記入した帳簿をまとめてオットー個人の取引を総括することは、不可能ではないにしても困難ではあったであろう。

次にこの帳簿には、注文しただけで、商品の受け取りも代金の支払いも未だしていない段階での記入が一つある。次に示す42頁二番目の記入がそれであるが、ここでの「彼」は直前の記入に書かれているヤン・ハーゲンを指す。

Item und die 12 saum, die er mir am leczsten sol schikhen, da hab ich im geschriben, das er mir ye ain tuch umb 8 gulden sol schikhen.

（荷物12個。私は彼に手紙を書いたので、彼は私にすぐに送らなければならない。彼は私に、服地一枚を8グルデンで送らなければならない。）

このような事柄までが記入されていると、帳簿をまとめて債権・債務を知ろうとするときに、多大な労力を要したであろう。

さらに、支払った金額が具体的に書かれていない記入も一つある。次に示す23頁六番目の記入がそれであるが、ここでの「彼」はその頁最初の記入に書かれているセイント・ポルテンに住む小売商人ニクラス・ガーベルを指す。

Item auch hat er etliche libra lausur geben, was die gelten werden.

(彼は妥当な若干のリブラを、ラズールシュタインの(人物)に与えた。)

これは、オットーの依頼でガーベルが立替払いしたことの記入であろう。

このようにオットー・ルウランド以外の人物が行った取引までが記入されており、注文書を送った段階での記入とか、ときには金額を明らかにしない記入までを行っているこの帳簿に、どのような記帳目的が期待出来るであろうか。単なる忘れないためのメモでしかないことを、ますます強く感じるのである。

ハスラーによれば、原本では、債権または債務を全額回収または返済したとき(すなわち一連の取引が完了したとき)、その記入全体が黒または赤(線?)をもって消されていたという。¹⁸⁾そして彼はそのことを、翻刻版では当該記入の一行目文頭の前に*印を付すことで示している。しかし翻刻版で*印が付されている場合は、数えるほどしかない。このことは、多くの債権・債務が完全には清算されていないことを示すことになるが、この点もまた、この帳簿のレベルを判断するうえでの一つのポイントになろう。

この帳簿は、単式簿記以前の(ましてや複式簿記云々よりはるか以前の)、きわめて初歩的な段階のものであるというしかない。

われわれが永年こだわってきたシュバルツが複式簿記書を書いたのは、この帳簿が書かれて70年ほどたった1518年であった。そこでは、パチオリとは全くといえるほど違う記帳法ながら、明らかに複式簿記と叫ぶという記帳法が示されている。この帳簿がウルムで書かれ、シュバルツの簿記書がそこからさほど遠くないアウグスブルグで書かれたことから、両者の間に、何らかの関係があったことも考えられる。次の作業としてその点を探ることにしたいが、はたして十分な資料を入手することが可能であろうか。

- 1) シュバルツが手書きした簿記書については、拙著「シュバルツ簿記論」(森山書店, 1995)を参照されたい。
- 2) Balduin Penndorf; Geschichte der Buchhaltung in Deutschland (Leipzig, 1913)
- 3) Ott Rulands Handlungsbuch (Stuttgart, 1843), Vorwort S.V., なお以下ではこの書を, O. R. Handlungsbuch と示す。
- 4) O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. VI.
- 5) O. R. Handlungsbuch, S. 5 und 6.
- 6) O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. VII.
- 7) O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. VIII.
- 8) O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. X.
- 9) 18頁とは、24, 25, 32, 34, 35, 37, 44, 46, 50, 52, 53, 56, 78, 82, 87, 90, 92, 96の各

頁である。

- 10) O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. X.
- 11) O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. VI.
- 12) O. R. Handlungsbuch, 7, 16, 18及び30頁には債権取引だけが、26, 38, 39及び40頁には債務取引だけが書かれている。
- 13) 64頁にはパラグラフ七つが書かれているが、うち四つはオットーが服地等を購入した記録、二つは債権発生記録、残り一つは債権回収記録である。
- 14) 換算率については、ファイファーが序文で若干ふれているが、時によってまちまちであることだけがわかる。(O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. X II.)
- 15) ハスラーは、*tu*または *tur* は *tenetur* の、*dt* は *dedit* または *datum* の、そして *f'* は *facit* のそれぞれ略であるという。(O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. X.)
- 16) 同じパラグラフに続けて、——*dt* 7 gulden reinisch. ——*dt* 5 guldenreinisch. (7 ライン・グルデン回収。5 ライン・グルデン回収) と書かれている。
- 17) それらは、21, 28, 83, 84, 86及び88の各頁にみられる。
- 18) O. R. Handlungsbuch, Vorwort S. X. 線で消したとすると、バツ印と斜線のいずれかであったと考えられるが、どちらであったかは判断できない。